

国債振替決済制度参加者 御中

日 本 銀 行 業 務 局

「国債振替決済制度に関する規則」第41条に定める報告書類の日本銀行所定のファイルによる提出への切り替え等について

「国債振替決済制度に関する規則」第41条に定める報告書類の押印の不要化および提出方法の変更（電子メールによる提出）について」（2021年5月20日付日銀業第246号。以下「5月通知」といいます。）によりご連絡したとおり、参加者から日本銀行に提出していただく次の報告書類（以下「報告書類」といいます。）の提出方法を電子メールとしましたが、これに関し、追加でご対応いただきたい事項を1. のとおり、ご留意いただきたい事項を2. のとおりご連絡します。

- ①「国債振替決済元利金配分額内訳報告表」（「国債振替決済制度に関する規則」（以下「振決規則」といいます。）第16号書式）
- ②「国債振替決済非居住者等非課税制度適用国債報告表」（振決規則第17号書式）
- ③「国債振替決済業態別内訳額報告表」（振決規則第18号書式）

1. 報告書類（書類①～③）の日本銀行所定のファイルによる提出への切り替えについて

（1）現行、報告書類は、振決規則の書式（ワードファイル）のほか、参加者において当該書式により作成するエクセルファイル等により提出していただくことも可能としていますが、提出期限を下表に掲げる日付以後とする報告書類については、これらのファイルによる提出を取り止め、日本銀行所定のエクセルファイル（以下「日本銀行所定のファイル」といいます。）により提出していただきますよう、お願いします。

書類	提出期限	備考
①	2022年9月10日	2022年8月支払分
②	2023年4月15日	2023年3月末現在分
③		

—— 提出期限を上表に掲げる日付以後とする報告書類の提出について、日本銀行所定のファイルを使用できないことが見込まれる場合には、後掲の照会先までご連絡ください。

—— 提出期限を上表に掲げる日付より前とする報告書類についても、実務上の準備が整い次第、日本銀行所定のファイルによる提出を開始していただきますよう、お願いします。

(2) 日本銀行所定のファイルは、日本銀行ホームページの「業務上の事務連絡」—「国債振替決済制度関連」—「国債振替決済事務取扱手引(参加者用)」に掲載しております。

—— 振決規則の書式(ワードファイル)については、引続き日本銀行ホームページ(「決済・市場」—「国債振替決済制度」—「国債振替決済制度に関する規則」)に掲載しておりますが、提出にあたっては、日本銀行所定のファイルを使用していただきますよう、お願いします。

(3) 報告書類の提出方法については、電子メールから今後稼働開始予定の業務オンラインへの移行(2022年度中を予定)を検討しておりますが、報告書類の提出にあたっては、電子メールによる提出時と同様に、日本銀行所定のファイルを使用していただくことを想定しております。

—— 業務オンラインの詳細につきましては、「BOJ-Info サブシステム「業務オンライン」による書面授受に向けたご検討のお願い」(2021年11月5日付日銀業第584号)をご参照ください。

2. 「国債振替決済非居住者等非課税制度適用国債報告表」(書類②)の電子メールによる提出について

「国債振替決済非居住者等非課税制度適用国債報告表」(書類②)は、年に1回、報告対象となる計数が「0」である場合であっても提出していただくもので、電子メールによる初回の提出は、提出期限を2022年4月15日とするものとなりますので、ご注意ください。

—— 電子メールによる提出については、5月通知をご参照ください。

<本件に関する照会先>

日本銀行業務局総務課営業・国債業務企画グループ 03-3279-1111 (代表)

上山(内線:6073)、川島(内線:6081)

以上